

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
		N A S - Z 2 1 0 0 0 4
残飯等処理役務	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成30年 3月16日
	変 更	令和 5年 3月1日
	作成部隊等名	足寄弾薬支処

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の足寄分屯地食堂において実施する残飯等処理役務に適用する。

1.2 委託期間

令和5年4月3日～令和6年3月29日

1.3 用語の意義

用語の定義は次による。

a) 契約担当官

残飯等処理役務に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として残飯処理等処理役務に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 官側

契約担当官、検査官を言う

d) 契約相手方

残飯等処理役務受託者

2 役務内容

足寄分屯地食堂からだされた残飯を運搬し、適正に処理するものとする。

3 回収予定数量と回数

年間4, 500Kg・週2回（火曜日及び金曜日但し12/29～1/3を除く）

4 場所

陸上自衛隊足寄分屯地食堂とする。

5 検査

a) 契約担当官等が定める検査実施要領による。

b) 本仕様書に基づき、残飯搬出時は食堂計量を実施し検査官の確認を受けた後、搬出するものとする。

6 一般事項

a) 契約相手方は仕様書による他、官側の定める受領書による。

b) 役務作業中に不明な事項が生じた場合は、検査官の指示を受けるものとする。

c) 許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。

d) 所要が発生しなかった場合の処置は官側から連絡するものとする。

7 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

8 提出書類

集積実績報告書を1部、官側（検査官）へ提出